

2 文 庁 第 1 0 0 0 号
令和 2 年 諮問 第 8 9 号

文 化 審 議 会

次に掲げる事項について、別添理由を添えて諮問します。

我が国の世界文化遺産の今後の在り方について

令和 2 年 1 月 5 日

文 部 科 学 大 臣 萩 生 田 光 一

(理由)

世界遺産条約は、文化遺産及び自然遺産を人類全体のための遺産として保護するための協力及び援助の体制を確立することを目的として、昭和47年（1972）のユネスコ総会において採択されました。

我が国は、平成4年（1992）の世界遺産条約の締結以降、19件の文化遺産を世界遺産一覧表に記載することによって、人類の文化多様性及び固有性を表現することに貢献するとともに、特に明治以降、近代的な法体系のもとで確立してきた文化財保護法を基盤とした文化遺産の保護手法について世界と共有を図ってきました。また、世界遺産条約の作業指針の改定議論への参加や当該指針の付属資料にもなっている奈良文書を採択した世界文化遺産奈良コンファレンスの開催をはじめ、専門家間での国際的な議論への参画により、世界遺産制度の発展に寄与してきました。

これらの取組を通じて、諸外国における我が国の歴史・文化への理解促進や、国内における世界文化遺産に関する認知度の向上及び文化遺産に関する普及・啓発が進んできています。また、諸外国の世界文化遺産やその保護の取組に関して情報を得ることで、我が国の文化遺産の価値の新たな捉え方や保護に関する効果的な手法の導入につながりました。

世界遺産一覧表への記載が自治体をはじめとする関係者の多大な尽力や財政的負担のもとに実現されることもあり、世界文化遺産における自治体の存在感が増しています。地域コミュニティの参画を促しながら、自治体によって遺産がその価値を踏まえた適切な活用がなされれば、地域活性化をはじめとした多くの利点をもたらすものと考えられます。

このように、世界文化遺産に係る取組を推進することは国際的にも国内的にも意義深いと考えられる一方で、世界文化遺産の数が増加すると同時に、近年、世界文化遺産を取り巻く状況は複雑化し、各国に

おいて様々な課題が生じています。世界遺産委員会では、開発や紛争・災害等により、世界文化遺産の価値に影響が及んでいる様々な事例について、その保存・活用の在り方について議論が行われています。

我が国においても、過疎化・少子高齢化等に伴う保存・活用の担い手の減少や、資産内外における開発行為等への対応、複数の構成資産から成る遺産における行政区域を越えた多様な関係者の連携など、世界文化遺産の持続可能な保存・活用について様々な課題があります。

世界の文化遺産等の保護・保全が「持続可能な開発目標」の中に位置づけられていること等の大局も踏まえ、今後も、世界遺産条約の締約国として世界遺産一覧表の多様性・信頼性の向上に寄与しつつ、記載された世界文化遺産の適切かつ持続的な保護やその価値の発信に取り組み、遺産を着実に次世代へ継承していくことにより、世界及び日本の文化の発展に寄与することが重要です。

以上を踏まえ、世界遺産制度を取り巻く現状及び課題について検討し、我が国における今後の世界文化遺産の在り方について整理することが必要であることから、諮問を行うものであります。

具体的には以下の事項を中心に御審議をお願いいたします。

第一に、世界遺産一覧表に文化遺産が記載されることの意義について御審議をお願いします。

第二に、登録された世界文化遺産の持続可能な保存・活用の在り方について、以下の事項などについて御審議をお願いします。

- 管理体制
- 開発事業等への対応
- 災害等からの復旧や防災対策
- 地域コミュニティの重要性
- 来訪者管理（新型コロナウィルス対策の観点も含む）

- 地域への貢献
- 情報発信

第三に、世界遺産一覧表における文化遺産の充実に向けた取組について、以下の事項などについて御審議をお願いします。

- 世界遺産一覧表の多様性への貢献や持続可能な保存・活用に鑑みた推薦すべき資産の考え方
- 国内の審査の在り方
- 推薦書提出後の諮問機関（イコモス）による審査等への対応の在り方

第四に、上記御審議の結果を踏まえ、必要に応じて、暫定一覧表見直しについても御審議をお願いいたします。

以上が当面、御審議をお願いしたい事項ですが、これらに関連する事項を含めて、我が国の世界文化遺産の今後の在り方に関連し、必要な事項について幅広く御検討いただくようお願いいたします。